

令和3年度 緊急対応型雇用創出事業（公募提案型） 企画提案募集要項〔概要版〕

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、有効求人倍率の低下や解雇等見込数の増加、新規求職者における事業主都合離職者数の増加等、雇用情勢の悪化が見られる。

こうした、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取り消し等により就労機会を失った方、解雇や雇い止め等離職を余儀なくされた方、就労が困難になっている方（失業していて求職中の方、解雇等や契約期間満了前に求職活動をしているが、新型コロナウイルスの影響により、離職後の職が見つかっていない方）（以下、「コロナ関係失業者等」という）への支援策として、民間事業者の柔軟な発想と企画の活用を目的とした公募提案型事業を実施することにより、つなぎ雇用の機会を創出する。

2 募集内容

事業要件	<p>(1) 県内の事業所において新たにコロナ関係失業者等を少なくとも 10 名以上雇用して実施する事業で、その雇用期間が委託契約期間内(令和4年3月31日まで)であること</p> <p>(2) 新規雇用に際しては、必ず公共職業安定所へ求人すること</p> <p>(3) 新規雇用に際しては、履歴書、職務経歴書、その他コロナ関係失業者等*であることを証明できるものいずれかにより、コロナ関係失業者等であることを確認すること</p> <p>提出書類で確認できない場合は、自己申告書の提出を求めること なお、いずれの場合も、採用面接時に状況の聞き取りを行うこと</p> <p>※「コロナ関係失業者等」とは、以下3者のことをいう</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取り消し等により就労機会を失った者</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止め等離職を余儀なくされた者</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響により、就労が困難になっている者 (失業していて求職中の者、解雇等や契約期間満了前に求職活動をしているが、新型コロナウイルスの影響により、離職後の職が見つかっていない者)</p>
委託事業費	<p>新規雇用者の人件費が事業費の概ね7割以上となるよう積算したうえで、一般管理費を加えて算出すること</p> <p>(1) 総事業費：「人件費＋その他経費＋一般管理費＋消費税」</p> <p>(2) 事業費：「人件費（新規雇用者＋事業運営従業員）＋その他経費」により算出</p> <p>① 人 件 費：(ア) 新規雇用者（賃金^{※1}、通勤手当、社会保険料、労働保険料） ※1 賃金は、月 152 千円（週 29H）を原則とし、同水準の時間単価に勤務時間数を乗じて月額賃金を設定することも可 (イ) 事業運営従業員^{※2}（賃金、通勤手当、社会保険料、労働保険料） ※2 事業運営従業員の人件費は、人件費総額（新規雇用者＋事業運営従業員）の概ね 1/4 以下とすること</p> <p>② その他経費：事務機器リース料、事務所経費、旅費、消耗品費 等</p> <p>(3) 一般管理費：「事業費（人件費＋その他経費）×一般管理费率^{※3}」により算出 ※3 事業実施者の内部規定等で定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10%を超えることはできない</p>
募集規模	<p>(1) 1社あたり新規雇用者数は、10名以上とすること</p> <p>(2) 1社あたり提案金額の上限は、203,500千円（税込）とすること（12ヶ月雇用50名の場合）</p> <p>(3) 新規雇用者1人あたり雇用期間は、原則3ヶ月以上とし、最長令和4年3月末までとすること</p>
事業期間	<p>契約締結日から令和4年3月31日まで（最長）</p>

その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県委託事業としての公共性があり、雇用機会を創出する効果が高い事業であること (2) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと (3) 建設・土木事業でないこと
実施上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新規雇用する労働者の募集は、公共職業安定所への求人申込を必ず行うこと また、自社ウェブサイト等の様々な媒体により広報に努めること (2) 本事業の対象とならない方は以下のとおりとする <ul style="list-style-type: none"> ① 在職求職者（離職が判明している方を除く） ② 学業を本業とする学生 ③ 求職活動を行っていない方 (3) 機械・設備等の備品は原則としてリース・レンタルで対応すること (4) 委託事業の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと (5) 委託事業は、県の承認なしに他者へ再委託することはできない (6) 本事業の成果物等に係る権利は、県に帰属する (7) 事業計画が未達成の場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部または全部を解除し、委託料を支出しないことがあるほか、既に支出済の委託料の一部または全部を返還させ、または損害賠償等を求めることがあるため、十分に留意すること

3 応募について

応募期間	<p>令和3年3月2日（火）～3月16日（火）17:00まで [必着] （受付時間 土・日・祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）</p>
------	---

4 雇用数 100名分

（参考）事業スケジュール

令和3年3月 2日（火）	募集開始
3月16日（火）	応募締切
3月中下旬	審査会開催
4月上旬	委託契約締結